

## 一 般 質 問 通 告 書

令和4年8月25日

阿見町議会議長 平岡 博 様

阿見町議会議員 海野 隆 印

令和4年第3回阿見町議会定例会において、次の事項について質問したいので通知します。

質問事項	質 問 の 要 旨	答弁者
1. 道路里親制度及び公園里親制度の改善及び推進するための課題について	<p>阿見町は茨城県内で人口が増加する数少ない自治体だ。人口増減の要因は二つある。出生数と死亡数の差である自然増減と転入と転出の差である社会増減である。阿見町の人口増加は、もっぱら転入が転出を上回る社会増が要因だ。JR 荒川沖駅周辺の本郷地区や荒川本郷地区、役場周辺の中央地区への住宅団地造成が、引き続いて行われている。ここ5年程度は、この趨勢が続くと思われる。</p> <p>6月末から7月、8月と町内を歩く機会があった。中小規模の新しく造成された団地には、開発行為による「公園」がつくられ、滑り台やブランコ、ベンチ等が整備されている。しかし、近隣住民が利用できないほど公園全体が夏草に覆われ利用できないところも多かった。暑かったこともあり、公園には子供たちも高齢者の姿も見えなかったが、8月になってようやく公園の除草が行われ、子どもたちの姿も見受けられようになった。</p> <p>阿見町は、公園里親制度、道路里親制度を導入して、住民自ら公共空間の管理及び清掃を行っている所がある。公共空間は、税金を徴収している国、県、町がそれぞれ責任を持って管理清掃することが基本だと思う。この認識に疑問の余地はない。その上で、私は、住民の身近な公共空間については住民が自ら管理清掃を行うことが望ましいと考えている。</p> <p>しかし、現行の里親制度は、住民のボランティアに頼り過ぎている面がある。里親制度がなかなか伸びないというのは住民の負担感が強いということではないかと思われる。補助金を増額したり安全な作業を推進したり、道路里親制度及び公園里親制度の改善及び推進するための課題について伺いたい。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1, 阿見町における公園数と公園里親制度によって管理清掃されている箇所数及び道路里親制度に登録して活動している団体数について</li> <li>2, 町の管理清掃と里親制度による管理清掃の違いについて</li> <li>3, 道路里親制度及び公園里親制度による補助金等について</li> <li>4, 里親制度を導入しなかった場合の管理清掃費用等について</li> <li>5, 里親制度導入の実績と目標管理について</li> <li>6, 里親制度活動中における事故発生件数と傷害程度及び原因について</li> <li>7, 里親制度を実施する管理清掃団体の保険加入状況について</li> <li>8, 里親制度で管理清掃している団体の使用する機器及び研修について</li> </ol>	町長

<p>2. 安倍元首相の国葬に対する対応について</p>	<p>安倍元首相が、参議院議員選挙期間中に銃撃を受けて死亡されたことは、突然のことで驚きを禁じ得なかった。</p> <p>世界平和統一家庭連合（旧名称は世界基督教統一神霊協会）への信仰により崩壊した家族を持つ犯人の恨みが、元首相に向かったものと報道されているが、どのような理由があろうとも卑劣な犯行は決して許されるものではない。</p> <p>しかし、その後の報道によれば旧統一協会及びその関連団体と元首相が深い結びつきを有していたことが明らかになっている。そのことが、犯人の標的となったと報道されており、また、自民党、公明党の与党のみならず野党の一部議員も一定の関係を有することが、明らかになっている。</p> <p>私は、元首相の国葬にはさまざまな理由で反対である。これまでの首相経験者では、佐藤栄作氏が死去した1975年には、内閣と自民党及び国民有志が主催する「国民葬」として行われ、近年では、内閣と自民党による「合同葬」が主流になっている。戦後に国葬が行われたのは1967年の吉田茂氏ただ一人だけだった。</p> <p>国葬は、政府により9月27日の火曜日に実施すると決定されており、中止になることはないだろう。弔意を表することは、国民のきわめて内心の自由にかかわる事柄であり、強制することは許されないとと思う。</p> <p>そこで、元首相の国葬に対する町及び教育委員会の対応について以下伺いたい。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1, 町及び職員に対する対応はどのようなものになるか</li> <li>2, 学校に対する教育委員会からの要請等対応はどのようなものになるか</li> <li>3, 町民への弔意の要請等の対応は行うのか</li> </ol> <p>以下余白</p>	<p>町長 教育長</p>
------------------------------	--	-------------------

令和4年8月25日受領・受付番号 8

※ 質問の趣旨は、できる限り具体的に記入願います。

※ 電話・FAX等により申し込みはできません。